

価格点における「失格基準価格」算定のフロー

別添4

スタート

予定価格(税抜総価)を超える提案価格(税抜総価)及び予定価格(税抜総価)の85%相当額(1円未満は切り捨て)未満の提案価格(税抜総価)を提案した参加表明者を算定対象から除外する。ただし、参加表明者を失格とするものではない

算定対象者の平均値±標準偏差×1.5の範囲外にある参加表明者を算定対象から除外する。
(小数1位を四捨五入、整数止め)

「平均値」: $\sum x / n$ (少数以下切り捨て)

「標準偏差」: $\sqrt{\frac{n \sum x^2 - (\sum x)^2}{n^2}}$

(少数1位を四捨五入、整数止め)
算定対象者数: n

※「〇〇%相当額」とは、予定価格(税抜総価)に〇〇/100を乗じた額(1円未満切り捨て)をいう。

算定対象の参加表明者が5者以上か

Yes

No

Yes

予定価格(税抜総価)の89.5%相当額(1円未満は切り捨て)以上の参加表明者が5者以上いるか

No

(予定価格(税抜総価)の89.5%相当額以上の参加表明者のうちで)

$$\text{失格基準算定基礎額} = \frac{\text{相当額以上の者の価格合計}}{\text{相当額以上の者の数}}$$

※算定した失格基準算定基礎額が予定価格(税抜総価)の94.5%を超える場合は、94.5%相当額とする。

失格基準価格=上記で計算された額
(千円の位を四捨五入、万円止め)

失格基準価格=89.5%相当額
(千円の位を四捨五入、万円止め)

※除雪との一体化による案件に関して、除雪の失格基準価格は除雪業務における委託契約要領による